

(別 紙)

女性差別撤廃条約選択議定書の早期批准を求める意見書(案)

国連で1979年に、女性差別撤廃条約(以下、条約)が採択されてから40年がたち、日本が1985年に批准してから来年で35年になるが、性別による差別が撤廃されたとは言いがたい状況である。セクシュアルハラスメントやDVなどの性暴力、男女賃金格差や非正規雇用など雇用上の問題、さらには、大学の医学部入試で女性受験者に不利な配点操作が行われていたことが発覚するなど、日本の女性差別の根深さが明らかになった。また、政府が女性活躍を推進している一方で、各国における男女格差を図るジェンダー・ギャップ指数2018によると、日本は世界149カ国のうち、110位といまだ低い状況である。

そして、1999年には、条約の実効性を高め、一人一人の女性が抱える問題を解決するために、女性差別撤廃条約選択議定書(以下、選択議定書)が採択され、条約締約189カ国のうち112カ国が批准しているが、日本はまだ批准していない。

個人通報制度と調査制度を内容とする選択議定書は、女性の人権保障の国際基準として、条約の実効性確保に重要な役割を果たしている。日本でも、選択議定書を批准し、個人通報制度を導入することで、性別による不平等をなくすための効力が強まることが期待される。

国連女性差別撤廃委員会における日本の本条約実施状況報告審議では、2003年・2009年・2016年ともに選択議定書の批准が奨励され、日本の批准を繰り返し求めている。また、同委員会は、女性差別撤廃条約の実施状況に関する第7回及び8回日本政府報告書に対して、選択的夫婦別姓及び女性に対する再婚禁止期間の廃止など、多岐にわたって勧告している。

さらに、国会においては、参議院で選択議定書の早期批准を求める請願が2001年から2016年の間に20回も採択されている。国は、男女平等を実現し、全ての人の人権が尊重される社会をつくるため、速やかに選択議定書の批准に向けて動き出すべきである。

よって、国に対し、条約採択 40 年・選択議定書採択 20 年という節目に当たる本年こそ、選択議定書を批准するよう強く求めるものである。

上記、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和元年 月 日

高松市議会

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣

} 宛